

社会福祉法人章佑会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人章佑会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び実費弁償費等について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等には、別表より報酬及び代償を支払うことができる。

2 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。

3 実費弁償費は、実費とする。

(出張旅費)

第3条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（役員等の報酬）

（1）理事

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬（日額）	5,000円	実費
理事業務報酬（日額）	5,000円	実費

（2）評議員

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員会等会議出席報酬（日額）	5,000円	実費
評議員業務報酬（日額）	5,000円	実費

（3）監事

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬（日額）	5,000円	実費
監事監査等監事業務報酬（日額）	5,000円	実費

（4）評議員選任・解任委員

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員選任・解任委員会等 会議出席報酬（日額）	5,000円	実費